1 . 序論

1 - 1 . 合併の必要性と効果及び留意点

(1) 合併の必要性

西濃圏域は、山と川、肥沃な平野など豊かな自然に恵まれ、また、古代・中世の遺跡・史跡の宝庫であるとともに、永年培ってきた多彩な郷土文化が息づく歴史資産の豊富な地域です。さらに、わが国の大動脈である鉄道や高速道路が東西に貫き、広域交通の利便性にも恵まれ、県下一の工業集積地として発展してきました。

しかし、昨今の景気低迷や経済のグローバル化による産業の衰退、本格的な 少子高齢社会の到来を受け、産業構造の転換による地域経済の活性化や将来を 担う人材の育成、福祉サービスの充実などが求められています。また、本圏域 は、集中豪雨時などには絶えず水害や土砂災害等の発生が懸念され、自然と生 活環境が調和した災害に強いまちづくりの推進が必要です。

このような課題に対応するためには、1市2町が合併することにより、一体的かつ計画的に行政を推進し、広域的かつ効率的なまちづくりを進めるとともに、保健・福祉、環境など住民に身近な行政サービスの充実を図ることが必要であると考えられます。

少子高齢化への対応

1市2町全体の老年人口割合は、平成12年の段階で17.5%と国の17.3%を僅かに上回っているにとどまっていますが、今後も国を上回って推移すると考えられます。これとは逆に、年少人口は年々減少しており、1市2町全体の年少人口割合は昭和60年~平成12年の15年間に21.5%から15.3%まで低下しています。このため、今後はますます保健・福祉サービスを中心に、住民サービスの維持・向上を図ることが求められています。全国的な少子高齢化の流れは、1市2町においても例外ではなく、今後、早いペースで高齢化が進展していくことになり、地域コミュニティの活力低下や保健・福祉・医療に対する行政需要の増大がますます進むものと考えられます。

そのため、子育て支援や医療体制の充実、多様な保健・福祉サービスなどを行うことのできる体制と、行政能力の向上が求められています。

住民ニーズの多様化・高度化への対応

日常生活圏の広域化に伴い、幹線道路の整備など、単独の市町だけでは対応することが困難な行政への住民ニーズが次々と生じています。また、情報化や国際化の進展などによる新たな行政課題や福祉、環境対策などの分野において専門性の高いニーズが増えています。このため、1市2町が合併することにより、一体的かつ計画的に行政を推進し、広域的かつ効率的なまちづくりを進めるとともに、保健・福祉、環境など住民に身近な行政サービスの充実を図ることが必要であると考えられます。

地方分権に対応した行政体制づくり

地方分権の推進により、市町は、自己決定と自己責任の原則に基づいた実行体 制づくりや安定した財政基盤づくりが必要です。

一方で、住民と行政が協力してまちづくりを進めるためのしくみづくりに取り 組むことも望まれており、地方分権時代にふさわしい行政体制づくりが求められ ています。

厳しい財政状況への対応

バブル経済の崩壊と景気の長期低迷により、税収をはじめ歳入の伸びが見られず、地方財政は非常に厳しい状況にあります。

こうした中、大きく変化する社会経済情勢に適切に対処し、一定水準の行政サービスを提供していくためには、簡素で効率的な行政体制の実現や財政基盤の強化を図る必要があり、そのための有効な方策として合併が考えられます。

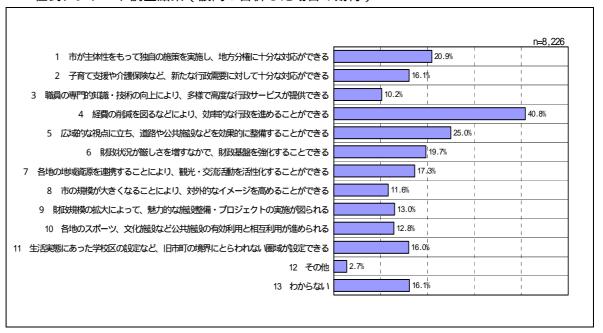
日常生活圏の広域化に対応した総合的なまちづくり

1 市 2 町は、通勤・通学をはじめ、医療、買物行動、レクリエーション等、相互依存の関係が高まっています。こうした中、住民は、日常において市町の境界を意識せずに生活しているのが現状です。そこで、日常生活圏と行政の区域を一致させて、総合的なまちづくりを進め、住民の利便性を向上させることが必要であると考えられます。

(2) 合併の効果

本計画の策定にあたり行った住民アンケート調査の結果を踏まえ、1 市 2 町 の合併によって、次のような効果が得られると考えられます。

住民アンケート調査結果(設問:合併した場合の期待)



地域のイメージアップと総合的な活力の強化が図られます

- ・1 市 2 町が合併すると、人口約 16 万 2 千人、面積約 207k ㎡の市となり、県内では、岐阜市に次ぐ人口規模を有する市となり、中部圏を代表する都市の一つとなります。
- ・都市の規模が大きくなることで、全国に向けた情報発信力も強くなり、地域イメージが向上することも期待されます。これにより、地域産業のさらなる発展や、新たな企業等の誘致にも有利となり、今後、懸念される人口減少にも歯止めがかかることが期待されます。その結果、安定的な税収確保も期待され、単独の市町では実現できなかったスケールメリットを活かした施策展開が可能となります。

行政運営の効率化が図られます

- ・高度化する住民ニーズに対応するため、合併により総務や企画といった管理部門の職員、各種委員会に従事する職員を再編成し、専門の職員を配置するなど人材を適正配置できるようになり、高度かつ多様な施策の展開が可能となります。
- ・1 市 2 町の各種委員会(教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会等)や付属機関(総合計画審議会、国民健康保険運営協議会、都市計画審議会、下水道事業運営審議会等)などを合併により一本化でき、より効率的な運営が期待できます。

・消防・防災などの分野では、相互協力のもとに事業を行っていますが、合併により、災害対策等の危機管理の一元化が可能となり、さらなる安全対策の充実が期待できます。

財政運営の効率化が図られます

- ・現在の社会経済情勢等から、1市2町の財政状況は今後さらに厳しくなることが 予想されますが、合併により財政規模が拡大し、弾力的な財政運営や資金運用 が可能となります。
- ・市町長、助役、収入役や議員などの特別職の職員が削減されるとともに、さら に総務や企画等、各市町に共通する部門の職員や経費の削減が可能となります。

行政サービスの向上など住民の利便性が向上します

- ・通勤・通学、買物などの住民の生活行動は、現在の行政区域を越えて広域化しています。また、合併により、利用可能な窓口が増加するとともに、文化、福祉、スポーツなどの公共施設の利用が広域的に可能となり、住民の利便性が向上します。
- ・合併に伴う職員の再編成により、住民からの要望が高くなっている高齢者福祉 等の部門に、専門職員を増強配置することが可能となります。
- ・また、介護保険については、単独実施よりも運営コストの削減が図られるとと もに、事業規模が拡大することで安定した運営が可能となり、利用者が選択す る介護サービスメニューの充実が期待できます。

重点的な投資によって施設等の基盤整備が進められます

- ・地域の課題や住民ニーズ等を踏まえ、自然災害への対応や情報など新産業の振興等に、重点的な投資が可能となります。ただし、地域全体の均衡ある発展や、 将来の財政状況を圧迫しない健全な行財政運営を目指したプロジェクトの展開 を図る必要があります。
- ・合併特例法により、15年間は地方交付税の特例措置がなされるとともに、合併特例債の活用により、約246億円の事業が実施可能となります。これにより、 従来の市町単位では不可能だった大規模な投資を必要とするプロジェクトの実施が可能となります。

広域的な観点に立ったまちづくりと施策の展開が可能になります

- ・観光面では、豊かな自然環境や文化・歴史等の地域の資源を連携することにより、 広域的な観光ネットワークを今まで以上に強化することが可能となります。
- ・環境問題については、合併により、公害に対する規制や地球温暖化対策等を広域的に実施することが可能となります。

教育環境の整備と教育文化水準の向上が図られます

- ・各種施設の広域的な相互利用が可能となり、住民が生涯学習活動を行える機会が 増大し、多様化・高度化する学習ニーズに対応可能となります。また、地域間 や人材の交流が拡大するとともに、広範なイベントや研修会の開催が可能とな り、生涯学習の活性化にもつながります。
- ・現在、1市2町が設置している様々な文化教育施設を、合併により、新市の学校 教育カリキュラムの中に組み込んで利用することができ、教育環境の多様化が 可能となります。

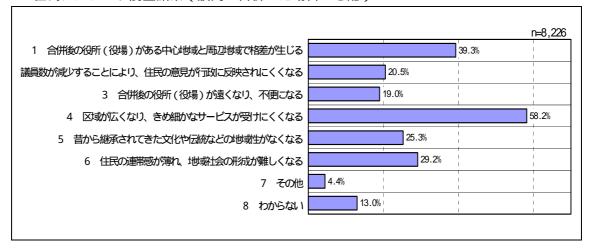
地域の特色とバランスに配慮した、公共施設の配置が可能になります

・今までの公共施設は、各市町が独自に計画・整備してきており、類似施設が重 複して整備されるなど、非効率な面がありました。合併により、充実した機能 を有した施設の整備や、効率的で適正な公共施設の配置が可能となります。

(3) 合併における留意点

住民アンケート調査の結果では、住民が合併に対して感じている不安として次のような結果が得られました。合併を進めていくうえでは、これらの不安「区域が広くなり、きめ細かなサービスが受けにくくなる」解消に向けて、対策を講じていく必要があります。

住民アンケート調査結果(設問:合併した場合の心配)



1-2. 計画策定の方針

(1) 本計画の主旨

本計画は大垣市、上石津町及び墨俣町が合併した後の新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づいて策定するもので、この計画を実現することによって、1市2町の速やかな一体化を促進して、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図るものです。

なお、新市の進むべき具体的な方向については、新市において策定する総合 計画(基本構想、基本計画)などに委ねていきます。

(2) 計画の構成

本計画は新市を建設していくための基本方針と、それを実現するための主要施策、公共施設の統合整備と適正配置及び財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画における主要施策、公共施設の統合整備と適正配置及び財政計画は、 合併後、概ね10年程度の期間について定めています。

(4) その他

新市の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとします。

公共施設の統合整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施していきます。

財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債などの依存財源 を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分 留意して策定するものとします。